点検結果表（規制の事前評価）

政策の名称	建築基準法施行令の一部を改正する政令案（①構造関係規定について現行と同等以上に安全な方法でもよいこととすること）	府省名	国土交通省
根拠となる法令	□法律　■政令　□府省令　□告示　□その他		
	建築基準法施行令		
規制の区分	□新設等　■緩和　□廃止		

点検項目		評価の実施状況	課題
分析対象期間		■設定あり　□設定なし	
ベースライン		□設定あり　■設定なし	①
費用の分析	遵守費用	□金銭価値化　□定量化　■定性的記述　□負担なし　□分析なし	
	行政費用	□金銭価値化　□定量化　□定性的記述　■負担なし　□分析なし	
	その他の社会的費用	□金銭価値化　□定量化　□定性的記述　□負担なし　■分析なし	②
便益の分析		□金銭価値化　□定量化　■定性的記述　□分析なし	
費用と便益の関係の分析		□費用便益分析　□費用効果分析　□費用分析　■定性的な分析　□分析なし	
代替案	代替案の設定	□設定あり　□想定される代替案なし　■設定なし	③
	規制緩和の場合	□廃止案を代替案としている　■廃止案を代替案としていない	
	代替案との比較	□費用・便益で比較　□費用で比較　□便益で比較　■比較なし	
レビューを行う時期又は条件		■設定あり　□設定なし	

【課題の説明】

① ベースラインについて、現状における問題などを記載するにとどまり、本件規制の緩和を行わない場合に生じると予測される将来における状況についての説明がないため、これを明示する必要がある。

② その他の社会的費用についての記載がないが、費用として発生又は増減することが見込まれる具体的な要素を可能な限り列挙し、説明することが必要である。具体的には、平成19年の政令改正前まで、鉄骨造等の小規模建築物等の鋼材の接合方法として、高力ボルト接合等が認められていたようであるが、短期間での制度改正によって、地方公共団体や建築業者等に混乱が生じるのではないかと考えられる。

③ 代替案について、「現行認められている構造方法のみを引き続き使用可能とする」と記載しているが、ベースラインとすべき内容であり、これとは異なる適切な手段を明示する必要がある。具体的には、（ⅰ）小規模建築物の要件を見直すこととする案、（ⅱ）溶接接合やリベット接合についても使用可能とする案等が考えられる。